平成２４年（フ）第６０２５号
大阪市西区靱本町２丁目９番６号　本町翁ビルディング401
破産者　株式会社ＯＮＥ　ＰＥＡＣＥ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５９号
大阪市東成区大今里２丁目16番17号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区加美北１丁目７番21号
破産者　有限会社オモニ美道
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９３号
大阪府東大阪市吉田１丁目２番29号
破産者　株式会社ナカイ化粧品店
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目10番21号
破産者　株式会社エム・ケー建築工房
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３１号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目19番５号
破産者　株式会社ミシマ設備
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２６号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目17番８号
破産者　有限会社読売尼崎販売
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７９号
兵庫県芦屋市東芦屋町１番20号セラヴィ芦屋２階
破産者　有限会社コージー
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８号
鳥取県日野郡日南町茶屋3433番地
破産者　有限会社日南運輸
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２３３号
鳥取県境港市福定町622番地
破産者　株式会社ビナージ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１１４号
鳥取県米子市大篠津町2908番地
破産者　株式会社ＭＳＣ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２８９号
石川県野々市市矢作４丁目３番地
破産者　株式会社オデオン
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６４０号
京都市右京区西院西三蔵町13番地１
破産者　有限会社モニュマン・ブルー
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
和歌山市善明寺239番地の12
破産者　有限会社山善工務店
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
山口市徳地船路941番地１
破産者　齊藤　静子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
宮崎市大字島之内7651番地４
破産者　日高　静香
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３５８号
埼玉県和光市白子３丁目５番２号　ヴィラ・グリュイエール602
破産者　千田　実
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
埼玉県和光市白子３丁目５番２号　ヴィラ・グリュイエール602
破産者　千田　和子
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１６号
さいたま市緑区大字大間木1700番地　アゼイリアガーデン205号、旧住所埼玉県川口市青木４丁目８番35号　メゾンアイ201号
破産者　土屋　清則
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３０号
さいたま市南区大字広ヶ谷戸133番地３　グレース広ヶ谷戸103
破産者　向　勵
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８７号
埼玉県富士見市鶴瀬東１丁目４番74―203号
破産者　大熊　和彦
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２６号
滋賀県草津市野路６丁目10番７―101号、前住所滋賀県草津市大路１丁目１番１―1107号
破産者　家庭料理わが家こと　村上　禮子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部